

別表1 (第4項第2号関係)

廃液区分		性状	廃液成分例	容器	備考
第1類 廃液	第一石 油類等	引火点 21℃未 満	アセトン, <u>ベンゼン</u> , トルエン, キシレン, シクロヘキサン, ジオ キサン* メタノール, エタノール**, イ ソプロパノール, 変性アルコール メチルエチルケトン ギ酸メチル, ギ酸エチル, ギ酸ブ チル, 酢酸メチル, 酢酸エチル ピリジン <u>ジクロルエタン</u> , <u>ジクロロエチレ ン</u> ガソリン, 石油エーテル, 石油ベ ンジン, リグロイン, シンナー等	20ℓ若しく は18ℓブリ キ缶又は10 ℓポリエチ レン容器	*印は, 長時 間放置するこ とにより, 変 質のおそれ があるので, 十 分安定剤を加 えておく。 **印は, 硝 酸銀を含まな い。 ***印は, アルカリ金属 と接触させな いこと。
	第二石 油類等	引火点 21℃以 上70℃ 未満	ギ酸, 酢酸	20ℓ又は10 ℓポリエチ レン容器	
			ブタノール, アミルアルコール, ギ酸アミル, 酢酸ブチル, 酢酸ア ミル テトラヒドロフラン*, イソプロ ピルベンゼン* モノクロルベンゼン, ジクロロベ ンゼン, 灯油, 軽油等	20ℓ若しく は18ℓブリ キ缶又は10 ℓポリエチ レン容器	
第2類 廃液	第三石 油類等	引火点 70℃以 上200 ℃未満	ジメチルホルムアミド, エチレン グリコール, ジメチルスルホキシ ド 重油等	20ℓ若しく は18ℓブリ キ缶又は10 ℓポリエチ レン容器	
	第四石 油類等, 動植物 油及び 不燃性 溶媒	引火点 200℃ 以上	ギヤ油, シリンダー油, タービン 油, モーター油, ジーゼル油 真空ポンプ油等 菜種油, ヤシ油, オリーブ油, ヒ マシ油, ボイル油等 <u>ジクロロメタン</u> , クロロホルム* **, <u>四塩化炭素***</u> , <u>トリク ロロエタン</u> , <u>トリクロロエチレン</u> ,	20ℓ若しく は18ℓブリ キ缶又は10 ℓポリエチ レン容器	

		<u>テトラクロロエチレン等</u>		
注	1	一般混合有機溶剤は、その成分，組成，性状等を考慮し，引火点によって第1類廃液及び第2類廃液に区分される。これらのうち，下線の物質を含む場合は，それぞれ特別管理廃液（第1類特管廃液又は第2類特管廃液）に区分される。		
	2	エーテルは，十分に安定剤を加え，かつ，高級アルコール等に希釈溶解し，過酸化物生成及び空気との爆発性混合物生成の防止措置をしたもの以外は搬入することはできない。		
	3	金属製容器は，ハロゲンを含む場合は腐食に十分耐え得る容器を使用することとし，当該研究室で定期的に点検を行うこと。		
	4	ポリエチレン容器のシートの厚さは，1.5mm以上であること。		